

大津市個人情報保護法施行条例の制定について

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防局長並びに本市の財産区及び市が設立した地方独立行政法人をいう。

2. 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(開示決定等の期限)

第3条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内に行わなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2. 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第4条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。ただし、法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録されている文書若しくは図画の写し(同項ただし書の写しを含む。)又は電磁的記録を複製した物の交付を受ける者は、当該写し又は複製した物の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第6条 市長は、この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするときは、大津市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問することができる。

2 前項に定めるもののほか、実施機関(市が設立した地方独立行政法人を除く。第2号において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定め、又は変更しようとする場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関において講ずる個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定め、又は変更しようとする場合

(運用状況の公表)

第7条 市長は、実施機関に対し、法及びこの条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(大津市個人情報保護条例の廃止)

第2条 大津市個人情報保護条例(平成16年条例第1号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に旧条例第2条第1項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において同条第2項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の取扱いに従事していた者に係る旧条例第10条第1項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

2 次に掲げる者に係る旧条例第10条第2項又は第11条第3項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(1) 施行日前に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき旧実施機関に派遣された者

(2) 施行日前に旧条例第11条第2項の受託業務等に従事していた者

3 施行日前に旧条例第16条、第31条又は第39条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5項に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第46条第1項の規定により審査会に対してなされている諮問は、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定によりなされた諮問とみなす。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

- (1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第2項第1号及び第2号に掲げる者
- 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
 - 7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。
 - 8 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第108号

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

大津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「大津市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）第46条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に改め、同項第4号中「大津市個人情報保護条例第7条第2項第9号及び第3項第2号、第12条第2項第8号並びに第13条第1項第2号の規定により」を「大津市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第 号）第6条第1項及び第2項の規定による諮問に応じ、」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 審査会は、前項各号に掲げる事務を行うほか、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める実施機関に対し、意見を述べることができる。

- (1) 情報公開に係る制度の運営及び改善に関する事項 大津市情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関
- (2) 個人情報保護に係る制度の運営及び改善に関する事項 大津市個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関（市が設立した地方独立行政法人を除く。）

第7条第1項第2号中「大津市個人情報保護条例第46条第1項」を「法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に改め、同条第3項中「大津市個人情報保護条例第23条第1項、第35条第1項又は第43条第1項」を「法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項」に、「同条例第2条第3項」を「法第60条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第109号

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

大津市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第2項に見出しとして「(教員特殊業務手当の額の特例)」を付し、附則に次の1項を加える。

（第79回国民スポーツ大会等の開催に関する業務に従事する特定業務等従事任期付職員の昇給の特例）

- 3 第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会の開催に関する業務に係る給与条例別表第1の1級又は2級に分類される職務に従事させるために採用した特定業務等従事任期付職員のうち、同表2級に在級するものの昇給は、給与条例第5条第4項の規定にかかわらず、同表2級63号給を超えて行うことができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第110号

大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

大津市旅館業法施行条例（平成20年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号及び別表第2第5項第1号キ中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第111号

大津市特定旅館建築規制条例の一部を改正する条例の制定について

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市特定旅館建築規制条例の一部を改正する条例

大津市特定旅館建築規制条例（平成元年条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第6号中「第29条」を「第31条第2項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第112号

大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例の制定について

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例

大津市歴史博物館条例（平成2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 大津の豊かな歴史及び文化に関して理解を深める機会を提供するとともに、これらを次代に継承し、もって市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、大津市歴史博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 博物館の位置は、大津市御陵町2番2号とする。

第9条第1項中「第20条第1項」を「(昭和26年法律第285号)第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第113号

大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例の制定について

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

大津市ふれあいセンター条例（平成23年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市中ふれあいセンターの項を削る。

別表中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

令和 4 年 1 1 月 2 2 日 提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市市民運動広場条例の一部を改正する条例

大津市市民運動広場条例（平成 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「若しくは田上市民運動広場の集会室若しくは会議室」を削る。

第 5 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「並びに田上市民運動広場の集会室及び会議室」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とする。

別表第 1 田上市民運動広場の項を削る。

別表第 2 中「名称」を「運動広場の区分」に改め、同表田上市民運動広場の項を削る。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 5 条関係）

和邇市民運動広場のテニスコートの使用料

単位	使用料	
	使用者が市内に住所を有する者である場合	使用者が市内に住所を有しない者である場合
平日の午前 9 時から午後 5 時までの 1 面につき 1 時間	7 2 0 円	1, 4 5 0 円
上記以外の時間帯の 1 面につき 1 時間	1, 0 9 0 円	2, 1 8 0 円

備考 この表中「平日」とは、次に掲げる日以外の日をいう。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第115号

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

大津市大津駅西地区都市再生住宅の設置及び管理に関する条例（平成24年条例第61号）の
一部を次のように改正する。

第2条中「35戸」を「23戸」に改める。

附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健司

大津市ガス供給条例の一部を改正する条例

大津市ガス供給条例（昭和52年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第1項第1号中「もとに」を「基に」に、「104,580円」を「177,340円」に改める。

附則に次の2項を加える。

（平均原料価格の上限額に関する経過措置）

- 6 第19条の2第1項の規定により調整単位料金を算定する場合において、次の表の左欄に掲げる3か月間の平均原料価格を算定するときにおける同項第1号の規定の適用については、同欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「177,340円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和4年11月から令和5年1月までの3か月間	116,700円
令和4年12月から令和5年2月までの3か月間	128,820円
令和5年1月から同年3月までの3か月間	140,940円
令和5年2月から同年4月までの3か月間	153,060円
令和5年3月から同年5月までの3か月間	165,180円

- 7 前項の規定が適用される場合における第30条第2項の規定の適用については、同項中「同項」とあるのは、「同項及び附則第6項」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市ガス供給条例の規定は、令和5年4月1日以後の日をその末日とする料金算定期間の料金又は利用料金に係る調整単位料金について適用し、同月1日前の日をその末日とする料金算定期間の料金又は利用料金に係る調整単位料金については、なお従前の例による。

議案第117号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健司

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 大石緑地第Ⅱ工区再整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市大石淀一丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 施工面積 11,727平方メートル
敷地造成工 一式
構造物撤去工 一式
雨水排水設備工 一式
園路広場整備工 一式
サービス施設整備工 一式
グラウンド・コート舗装工 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 240,009,000円 |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 大津市逢坂一丁目13番12号
株式会社松浦組 |

議案第118号

製造請負契約の締結について

次のとおり製造請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 製造品名 はしご付消防ポンプ自動車
- 2 製造概要 車体
全長 10.60メートル以下
全幅 2.49メートル以下
はしご
全伸長時（起立角7.5度）の地上高 約30メートル
- 3 契約方法 指名競争入札
- 4 契約金額 207,790,000円
- 5 契約の相手方 株式会社モリタ
契約締結者
兵庫県三田市テクノパーク2番地の3
株式会社モリタ関西支店長

議案第119号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市立木戸老人福祉センター、大津市立北老人福祉センター、大津市立中老人福祉センター、大津市立南老人福祉センター及び大津市立東老人福祉センター
- 2 指定管理者 大津市浜大津四丁目1番1号
社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第120号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市立木戸デイサービスセンター
- 2 指 定 管 理 者 大津市浜大津四丁目1番1号
社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第121号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市木戸交流センター
- 2 指 定 管 理 者 大津市浜大津四丁目1番1号
社会福祉法人大津市社会福祉事業団
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第122号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 道の駅^{いも}妹^ま子の郷^{きょう}地域振興施設
- 2 指 定 管 理 者 大津市木戸130番地の3
大津志賀地域振興観光株式会社
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第123号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 大津市勤労福祉センター
- 2 指 定 管 理 者 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号
株式会社ハウスビルシステム
- 3 指 定 期 間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第124号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 旧大津公会堂
- 2 指定管理者 大津市一里山二丁目14番12号1-B
特定非営利活動法人BRAHart.
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第125号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 近江神宮外苑公園
- 2 指定管理者 大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
大和リース株式会社
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第126号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月22日提出

大津市長 佐藤 健 司

- 1 公の施設の名称 市営住宅及び共同施設
- 2 指定管理者 西宮市六湛寺町9番16号
日本管財株式会社
- 3 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで